

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概要

令和2年第6回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年9月7日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」案の概要

令和元年12月に改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）に基づき国が定めた「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に対応するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理等は、サービスを監督する教育委員会の定めるところにより行うものとするについて、条例に定める。

3 臨時代理した意見の内容

議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」は、教育職員の働き方改革を推進するものであり、国が給特法に基づき示した指針に対応するため改正するものであることから、異議がない旨を回答した。

様式 2 - 2 (一部改正条例用)

条例案の概要の説明

部課名 教育庁学校人事課

1 件名

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」（令和元年法律第72号）及び「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、教育職員のサービス監督権者である教育委員会が定める教育職員が業務を行う時間の上限方針の実効性を高めるため、教育職員の勤務時間の管理等については、教育職員のサービス監督権者である教育委員会の定めるところにより行う旨の規定を追加する。

3 改正案の概要

- (1) 教育職員の勤務時間の管理等については、教育職員のサービス監督権者である教育委員会の定めるところにより行う。（第6条関係）
- (2) その他所要の改正を行う。（第1条、第5条及び第6条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行する。（附則）

4 根拠法令

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）

5 関係各課との調整状況

総務私学課と調整中

新旧対照表

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）新旧対照表	
改正案	現行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第6条第3項において「給特法」という。）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。以下同じ。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。	第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員（市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。以下同じ。）の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。
第2条～第4条 （略） (削る。)	第2条～第4条 （略） 第5条 削除 (人事委員会の勧告)
第5条 （略）	第6条 第3条及び第4条の規定の改正に関する事項は、人事委員会の勧告に係る事項に含まれるものとする。 (教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)
第6条 教育職員については、正規の勤務時間（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間をいう。以下この条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日等（給与条例第23条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日をいう。）において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。	第7条 教育職員については、正規の勤務時間（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間をいう。以下この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日等（給与条例第23条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日をいう。）において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）を命じないものとする。
2（略）	2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であつて臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。 (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務 (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

3 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法第7条に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

- (3) 職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務
(新設)

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。